

むらさき



# 市政だより

昭和52年

11月15日

No. 424



市  
よりは早目にお読み下さい

## 本年度第2回

### 町内会、自治会長と市長との懇談会、開く

秋の町内会、自治会長と市長との懇談会を10月30日東地区サービスセンターで開きました。

この会議では、市内174町会から83人が出席し、地域などの切実な問題について熱心に懇談しました。寄せられた意見、要望は、41町会から97件で、最も多かったのは「道路の整備…舗装の促進、歩道の整備など」「街路灯…維持費の全額公費負担、灯数増加など」「下水整備…下水道計画、工事による地盤

沈下など」「住民組織…町会助成費の引上げ、会館建設用地など」「公園、遊び場…遊び場の造成、安全配慮など」などでした。

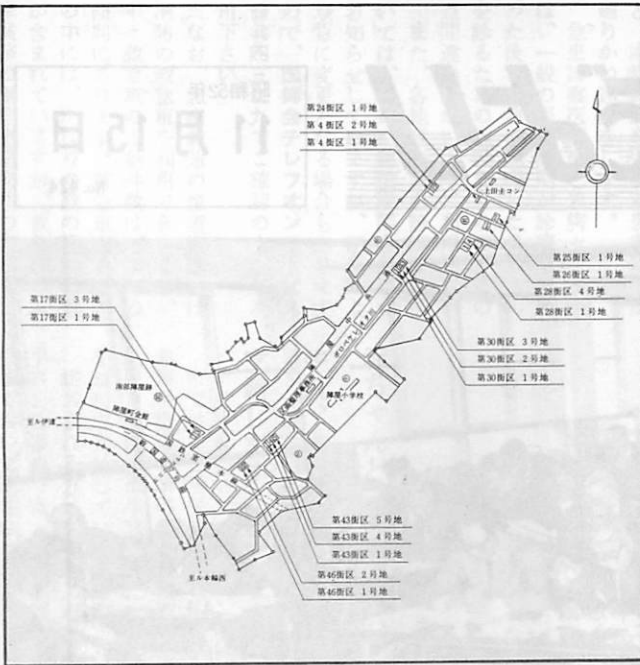
多数寄せられた貴重な意見、要望、指摘は、できるかぎり早急に実現するよう検討中です。

今後とも、町内会、自治会長さんの声が地域の声となり、市の方向となるよう積極的なご意見、ご提案をお願いします。

# 陣屋地区の宅地を公売

## 土地区画整理事業の保留地を処分します

市では現在、土地所有者の協力のもとに、明るく住みよいまちづくりをめざして、土地区画整理事業を実施していますが、今回、陣屋土地区画整理事業施行区域内の「保留地」と呼んでいる「事業費に当てるために定められている土地」を造成し宅地として、次により一般に公売することになりました。ご希望の方は現地に宅地（保留地）の表示板を立ててありますのでよくご覧の上、申込書を提出



して下さい。  
 ▽公売する宅地（保留地）  
 陣屋土地区画整理事業施行区域内の宅地十七区画。  
 区画面積は、一七六平方メートルから三三五平方メートルです。  
 ▽敷地利用の制限  
 都市計画法による住居地域となつていますので、建ぺい率は敷地面積の六十％です。  
 ▽公売の方法  
 各区画ごとに、一般競争入札

により決定します。  
 ▽縦覧及び申込書の受付  
 十一月十八日（金）～十一月二十四日（木） 九時～十七時  
 市区画整理課（市役所四階）または、陣屋土地区画整理事務所  
 ※土曜、日曜、祭日も平常通り縦覧及び受け付けをしています。  
 ▽入札の日時及び場所  
 十一月二十五日（金） 室蘭市東会館（東地区サービスマンセンター三階）  
 ▽入札当日持参するもの  
 ・入札参加申込み確認書  
 ・入札保証金：申込み一区画につき二十万円  
 ・申込書提出の際に使用した印鑑  
 ・申込み本人が入札に参加できない場合は、委任状を提出して代理人が入札できます。  
 （代理人の印鑑持参のこと）  
 ▽買受人の決定  
 入札者のうち、市の予定価格をこえた最高価格で入札した者を落札者（買受人）とします。なお、最高価格の同額者が二人以上のときは、抽せんによって決定します。  
 ▽売買契約  
 ・落札者は、入札の日から七日以内に契約を締結しなければなりません。

契約を締結するときに、売買代金の百分の十以上の金額を契約保証金として納めなければなりません。  
 ・すでに納められている入札保証金は、契約締結のときにお返しいたします。  
 ・売買代金は、契約の日から十五日以内に納めていただきます。  
 ▽所有権移転登記  
 ・売買代金を完納し、換地処分公告後直ちに所有権移転登記をいたします。  
 ・登記に要する登録免許税は、買受人の負担となります。  
 ※不明の点は、市区画整理課（☎22-11-1内線五四一、五四二）または、陣屋土地区画整理事務所（☎96-626-112）におたずね下さい。

### 特設人権相談所開設

相談は無料です

札幌法務局室蘭支局、室蘭人権擁護委員協議会では、特設人権相談所を開設します。  
 人権問題、その他日常生活で困りの方は、お気軽にご相談下さい。（秘密は固く守られます）  
 ▽日時 十二月九日（金） 十時～十五時  
 ▽会場 文化センター  
 ▽相談員  
 室蘭人権擁護委員、札幌法務局 室蘭支局担当官

今月は自主納税月間です  
 税についての問合せは

代表 ☎ 1111



- ◎市民税.....市民税課（内線 324）
- ◎軽自動車税・市たばこ消費税.....市民税課（内線 321）  
 ・電気税・ガス税
- ◎固定資産税・都市計画税.....資産税課（内線 331.334）  
 特別土地保有税 336）
- ◎納税相談.....納税課（内線 344.348）

# 室蘭新道 輪西・仲町ランプ間

## 12月12日午前10時開通



仲町ランプ付近

内への道路と御崎ふ頭への市道のみで接続しているため、御崎、母恋、中央町方面への車は従来どおり現国道を利用して下さい。

なお、この区間は、自動車専用

早期完成が待たれる室蘭新道は十二月十二日午前十時から輪西・仲町ランプ間約一帯が開通します。この開通により、すでに供用開始となつての日の出・輪西町ランプ間の約三・四帯を合せて、約四・四帯となり、中央町までの全区間約八・三帯の約半分が開通することになります。

### ガス器具は正しく安全に取扱ひましょう

道路ですので、歩行者、百二十五CC以下のバイク、自転車、リヤカー等は通行できませんので、ご注意ください。

私達の身のまわりには、プロパンガスや都市ガスを使用したガス器具がたくさんあります。しかし、ガス器具は便利であるとともに、時として取扱ひの不注意により思わぬ事故をひきおこすことがあります。このような恐ろしい事故を防ぐために、普段から次のことに注意しなければなりません。

- 一、点火の時、または使用している時は風や煮こぼれで火が消えることがありますので、必ず火がついているのを目で確かめましょう。
- 二、空気孔の調節が不完全ですと熱がムダになるばかりでなく、ガス中毒の原因にもなりますので正しく調節して取扱ひましょう。
- 三、ガス器具を長時間使用する時は、ときどき換気扇をまわしたり、窓を開けたりしましょう。
- 四、ガス器具を使用した後は、元せんや器具せんを完全に閉めましょう。
- 五、ゴム管は、ときどき点検し、ヒビわれや亀裂などが入ったら早目に取り替えましょう。

### ごみ焼きは安全に行いましょう

- ごみ焼きをする場合には、次の事を、注意して下さい。
- (一) 安全な場所でする。
  - (二) 消火準備をしておく。
  - (三) 火煙を多量に、出さないように注意する。
  - (四) 監視人をつけて、行う。
  - (五) 事前に最寄りの消防支署、出張所に連絡する。(電話または書類)
- 次の場合は、ごみ焼きはできません
- (一) 火災警報発令中。
  - (二) 異常乾燥、強風注意報等の発表中。
  - (三) 夜間(日没後)日の出まで

### むろらん 市民ニュース



1 HBC・TV12月放送から  
 ◎放送時間と内容  
 毎週土曜日11時30分～35分  
 3日・年末の「くみ取り」申込みは早目に  
 10日・年末は、保存血液が不足します。献血に皆さんのご協力をお願いします。  
 17日・冬休みこそ、子供をくしつけける絶好の機会！冬休み

### 市民法律相談

中の少年の非行防止  
 24日・年末・年始の市の執務  
 ・年末・年始の火災予防  
 31日・年始の「ごみ」の収集は

- ▽相談員 弁護士
- ▽相談日 十一月二十六日、十二月十日(毎月第二、第四土曜日)
- ▽時間 九時～十二時
- ▽受付 相談日の前日まで
- 申込み、問合せは、広報広聴課 市民相談室(☎21-111内線四一五、四一六)へ。
- ※相談は無料です。

### 文化センター大ホール 貸出し中止

文化センター大ホールの音響設備を全面改修することになりました。工事は、来年の一月十六日から三月十五日までの二カ月間を予定しています。この間貸出しを中止し、市民の皆さんには、ご不便をおかけしますが、他の施設を利用下さるなど、ご協力をお願いいたします。

なお、一月十五日までの大ホール使用は、従来どおり貸付けをしています。

また、会議室、小ホール等は、使用できます。

くわしくは、文化センター(☎21-156)へ。

## 交通事故死ゼロ359日でストップ



薄暮時の運転は要注意

昨年の10月26日以来 359日間、死亡事故ゼロ、を続けていましたが、10月20日と11月6日2件の死亡事故が発生しました。死亡事故はもちろん、2カ月続けての死亡事故は、本市としてはまことに異常なことであり、非常に悲しむべきことであります。

ドライバーや歩行者のちょっとした不注意が重大事故につながっており、特に薄暮時に集中しています。お互いが注意し、事故を絶滅しましょう。

# 江戸時代 むろらん風俗絵

市史コーナー No.40

いまから百二十年前の室蘭の風俗をも含めた絵図『安政度南部藩御持場(エトモ風物絵)』が、このほど函館図書館でみつかった。江戸時代の室蘭地方の風俗をかいたものとしては、いまのところ唯一のものと思われるので江戸時代の『むろらん風俗絵』として、十五コマのうちの数コマを紹介しよう。

## ① モチつき

お正月のモチつきかキネをふるう傍で三味線をひいているのがおもしろい。  
ノシモチを指導しているのか日本髪の婦人は調役石場齊宮の下女とある。  
こんなモチつきの情景も、近ごろでは珍しくなりました。



## ② アツシ織り

モロラン山アツシ織りの説明  
単純な作業風景だが、織物の原理は同じ。珍しい絵だ。  
メノコのスイタケがせつせとアツシを織っているそばでアイヌ犬がうずくまるのどかな風景その向うにはタカクラ(高倉)がみえる。



## ③ 外出はカゴで

武家の妻女がカゴでゆく風景  
説明文にはアブタ詰前田昌三郎妻とある。  
昌三郎は箱館奉行所絵鞆御用所(崎守町)石場齊宮の下で調役下役として室蘭に在勤していた人。  
その妻女の外出はカゴで出かけたのだろう。が、お供のアイヌが魚や野菜を背負っている。まさか買出し行列ではあるまい。



## ④ 鷹打場

絵鞆場所に鷹打場があった(51年9月15日号に紹介)が、この絵は鷹を画いた唯一のものか。

## ⑤ 鹿うち

むかし室蘭にもたくさん鹿がいた。開拓時代の乱獲に加えて明治十四年の大雪で鹿は絶滅した。

馬に乗ったアイヌの鹿打ちは珍しい絵といえよう。



# 新しいまちづくりに 市民の声を

## 地区別 市民のつどい

昨年より策定作業を進めてきた新しい総合基本計画は、いよいよ素案がまとまることになりました。新しい総合基本計画は、市民参加によるまちづくりを基本としておりますので、これからは、この素案について各地区ごとに市民の意見を聞き、計画に反映させて行く予定です。

昨年十一月に全市のな問題を取り上げた「あすの室蘭を考える市民のつどい」を二回に分けて実施しましたが、今回は、地区住民の方々が、その地区のまちづくりの方向などを住民相互に意見を出しあってもらうため、地区別の市民のつどいを開催します。

### 方 法

市が、基本計画の素案の概要を説明し、その後でその地区のまちづくりの方向や問題点などについて、参加した住民の方々から意見を述べてもらい、住民相互の討議を行ってまいります。

市民から出された意見や討議の内容は、市が記録整理した上で、市民から選ばれた方々で構成されている室蘭市総合計画審議会に具申され、審議会を通して新しい基本計画に反映されます。

### テ ー マ

地区別市民のつどいは、そこに住んでいる地区住民を対象に行われますので、その地区のまちづくりの方向、まちづくりを進める上での問題点やその地区の果たす役割、住民の参加、協力などについて



昨年11月の市民のつどい

いて討議をしてまいります。



### 開 催 日 程

下表の日程で各地区サービスセンターを中心に開催します。

なお、表の中の地区、該当町名は、テーマ上の主な地区の区分です。地区、町名にこだわりなく、自由に参加して下さい。

### 連 絡 先

市民のつどいについての詳しいことは、室蘭市役所企画審議室（総合計画担当）へお問い合わせ下さい。

電話二二局一一一一番  
(内線三二二番)

市民のつどいの討議素材となる基本計画の素案(骨子)は、次のページから掲載しておりますので、当日は、このページを資料としてご持参して下さい。

地 区	月 日	時 間	場 所	該 当 町 名
中 島 別	11月19日(土)	18:30	中島地区サービスセンター 2階ホール	中島町・中島本町・宮の森町・知利別町
東 明	" 20日(日)	13:00	高砂地区サービスセンター 2階ホール	高砂町・水元町・天神町
東	" 21日(月)	18:30	東地区サービスセンター 3階ホール	東町・寿町・日の出町
蘭 中 西 央	" 22日(火)	18:30	室 蘭 文 化 セ ン タ ー 4階ホール	緑町・西小路町・海岸町・沢町・幕西町・中央町・常盤町・清水町・幸町・本町・栄町・舟見町・山手町・入江町
本 室 蘭	" 23日(水)	13:00	白鳥台地区サービスセンター 2階ホール	白鳥台・崎守町・石川町
港 北	" 24日(木)	18:30	本輪西地区サービスセンター 2階ホール	港北町・高平町・本輪西町・幌萌町・陣屋町 柏木町・神代町・香川町
輪 西	" 25日(金)	18:30	輪 西 ニ ュ ー ジ ャ パ ン 3階ホール	大沢町・仲町・輪西町・みゆき町
母 恋 水 前	" 26日(土)	18:30	母 恋 地 区 サービスセンター 1階ホール	茶津町・新富町・母恋北町・母恋南町・御前水町・御崎町
港 南	" 27日(日)	13:00	祝 津 地 区 サービスセンター 2階ホール	絵鞆町・祝津町・港南町・増市町・小橋内町 築地町

# 新室蘭市総合基本計画 素案概要 (基本目標要旨)

市民の声を十分反映した新しい基本計画を策定するため、素案という形で事務局の案を発表し、この素案に基づいて市民の意見を出してもらいます。

したがって、この素案は、市民のつどいの討議素材として事務局がとりまとめたものであり、市民の意見とともに、市民から選ばれた方々で構成されている室蘭市総合計画審議会で十分審議され、審議会から市に計画として答申されます。

素案概要は、現状や課題などを省略し、基本目標の要旨のみを掲載します。市民のつどいの討議資料として下さい。

なお、市民のつどい当日は、スライドなどにより、素案の詳しい内容を説明する予定です。

## 第1章 都市機能の向上を めざして

### 第1節 土地の有効な利用

本市の特性とする港湾工業都市として、運輸交通の結節点としての重要性を認識し、良好な都市環境と都市機能の向上を図るため、市民生活、経済、社会の発展、動

区の準工業地域を軽工業中心の工業地として整備を図る。

#### 〈住宅地〉

既成市街地とその周辺の住宅地は、環境の維持、改善に努め、市街地中心部は、不燃高層化を図る。

傾斜地の住宅地は、災害防止対策を講じ、急傾斜地の不良宅地化を抑制し、快適な住宅地とするよう誘導する。

新規に開発する住宅地は、陣屋土地区画整理事業区域のほか、八丁平地区、水元地区を土地区画整理事業により計画的に整備し、幌前地区は、宅地需要の動向を勘案し、調査、整備を進める。

#### 市街地の土地利用

市街地の動向、農業振興などを考慮し、自然の保全に努めることを前提に、測量山緑地、地球岬緑地、トッカリシヨ地区、室蘭岳山麓などの自然緑地は、市民レクリエーションの場として整備、保全を図るとともに、市街地周辺の傾斜地は、災害の防止、生活環境の面より、その保全に努める。

室蘭岳山麓の農業地帯は、都市近郊農業のための生産緑地として配置する。

#### 地区別の土地利用

〈港南地区〉  
絵柄祝津地区は、臨海部の埋立地を埠頭、工業用地として整備を進め、土地区画整理事業の完了した絵柄地区を住宅地として居住環境の向上を図る。

桜が丘地区は、今後も良好な居住環境の保全に努める。

〈蘭西中央地区〉  
蘭西商店街の市街地再開発を進め、高度化、専門化されたショッピングセンターとして地域の特性を助長する。

臨海部は、フェリー埠頭の整備と港湾管理機能・一般業務機能の充実を進め、背後の商店街と一体的効率的な利用を図る。

母恋御前水地区  
母恋地区は、良好な住宅地として環境の維持、改善に努め、母恋駅前周辺を一般商業地として機能の向上を図る。

御前水地区は、企業住宅の高層化改善などに合わせ、計画的な住宅地の整備に努める。

再開発などにより、商業地として機能の向上を図るとともに、周辺の住宅地は、良好な環境に改善し、快適な住宅地とするよう誘導する。

#### 〈東地区〉

広域圏を対象とした都市機能の集積を高め、業務、流通地区としての機能向上を図る。イタンキ工業団地とその周辺、国道沿線は、軽工業、流通業務施設などの立地を図る。

〈中島知利別地区〉  
中島地区は、商業機能の集積が顕著であり、今後も商業需要の増大に対応した地区としての整備を図る。

知利別地区は、良好な住宅地としての環境を維持する。

〈東明地区〉

室蘭工業大学の拡充計画などに合わせ、計画的な整備を促進し、居住環境の向上を図る。

〈港北地区〉  
国道37号市街地パイパス事業に合わせ、地区中心の一般商業地として既存商店街と一体化した利用を進め、その機能の向上を図る。

周辺地域は、快適な住宅地となるよう誘導する。

臨海部は、用地造成により、商港区としての機能充実を図り、住宅地に隣接している石油関連産業施設は、本輪西地区石油配分基地への集約を促進する。

〈幌前地区〉  
土地区画整理事業を進めている陣屋地区は、快適な住宅地として整備を図る。

幌前地区は、快適な住宅地としての利用に合わせ、北海道縦貫自動車道室蘭西インターチェンジに近接した地区として流通業務地、軽工業地の利用も検討する。

〈本室蘭地区〉  
白鳥合ニュータウンは、生活環境施設の充実を図り、理想的な住宅地の形成に努める。



崎守地区は、良好な居住環境の保全に努めるとともに、臨海部は、公共埠頭、関連工業用地としての整備を図る。

## 第2節 市街地の良好な整備

(1) 土地利用計画に基づき、すでに着手している陣屋地区、八丁平地区の土地区画整理事業を促進し、都市施設の整備を効率的に推進するとともに、水元地区は、土地区画整理事業による計画の具体化を図り、御前水地区、幌崩地区は、今後の動向に留意し、面的整備の具体化を推進する。

(2) 蘭西中央地区、輪西地区、本輪西地区の商店街は、市街地再開発などを促進し、市街地の合理的、健全な高度利用と都市機能の向上に努める。

(3) 地籍調査事業を計画的に実施し、市街地の敷地境界明確化を推進する。

## 第3節 交通、通信の確保と利便性の向上

### 1、道路

(1) 広域交通体系を確立し、中央経済圏との短絡化を積極的に推進するとともに、機能的な道路網の形成を図ることを基本として、幹線道路、補助幹線道路の有機的配置、市民生活と密着した生活道路の計画的整備、私道の整備を積極的に促進する。

(2) 駐車場整備地を指定し、

計画的な駐車場の設置を図るとともに、特定建築物に駐車場の付置義務を課するなど、駐車場の確保に努める。

### 2、鉄道・バス等

鉄道、バスの輸送体系の強化とサービスの向上を促進するとともに、空港などの調査検討を進める

### 3、通信

(1) 電話施設の整備拡充に合わせ、テレックス施設整備などの拡充を促進する。

(2) 郵便局をはじめ、郵便ポストの増設を促進し、地域住民の利便性の向上に努める。

## 第4節 港湾の機能拡充と整備

(1) 内外貿易の商港機能拡充のための港湾整備を推進する。

(2) 既存企業の拡張、新規に立地する高度加工工業のための港湾整備を推進する。

(3) フェリー、コンテナ基地としての港湾整備を促進する。

(4) 船舶の安全、危険物施設の防災のための港湾整備を推進する

(5) 積極的な緑地導入による快適な港湾整備を進める。

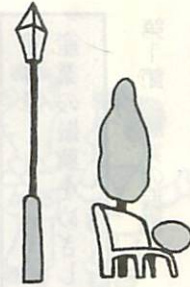
## 第2章 生活環境の向上をめざして

### 第1節 快適な生活環境をつくるために

#### 1、住宅

計画的な宅地造成と生活環境施

設の整備などによる快適な生活環



境の向上を推進するとともに、既設市営住宅の有効な活用のため、低水準住宅の解消と居住環境の改善を推進する。

#### 2、上水道

水資源の確保と有効率の向上を推進し、安定した上水の供給を図る。

#### 3、下水道

(1) 快適な生活環境の確立と公共水域の水質保全のため、下水道事業の積極的な推進を図る。

(2) 公共下水道敷設区域内の全戸水洗化の促進に合わせ、需要に応じた処理能力の拡充を図る。

#### 4、公園・緑地

(1) 公園は、必要な用地確保と系統的・機能的な整備を図り、地区的均衡と整備水準の向上を推進する。

(2) 既存緑地の整備を進めるとともに、市街地周辺の自然の緑地は、極力自然を保全するなかで整備を図り臨海工業地帯は、緩衝緑地の計画的な整備を促進する。

#### 5、緑化・自然保護

公園、市民の森、学校などの公共施設と市民の積極的な協力による市街地などの緑化を進めると

もに、緑化思想の高揚を図り、市民総ぐるみの運動を展開し、緑地の保全と緑化の推進を図る。

#### 6、公害

工場、事業所などの発生源に対する規制、指導をはじめ、監視体制を強化し、公害の未然防止に努める。

#### 7、清掃

(1) ごみの収集、処理体制の充実に努め、特に、長期的見通しに立った処理体制の確立に努める。

(2) 事業者による産業廃棄物の自己処理の徹底を促進する。

(3) 尿処理体制の整備改善を推進する。

#### 8、環境衛生

清潔できれいなまちづくりをめざして、全市民が一体となった運動を進めるとともに、衛生施設の整備、充実に努める。

## 第2節 安全な生活を

### おくるために

#### 1、消防

(1) 消防体制の強化、消防力の近代化と増強を積極的に推進するとともに、火災の未然防止に努める。

(2) 石油コンビナートなどの特別防災区域においては、特殊火災発生の未然防止体制の強化と企業の自主的消防力の整備充実に促進する。

#### 2、防災

(1) 市民、関係機関と一体となった防災体制を確立し、安全都市の建設をめざす。

(2) 急傾斜地の危険区域の早期指定と整備を促進する。

#### 3、交通安全

交通環境の整備を促進し、交通道徳の高揚を図る。

#### 4、防犯

環境整備と民間防犯活動の強化促進とともに、青少年のための健全な環境づくりと犯罪の未然防止に努める。

## 第3章 社会生活の充実に

### めざして

### 第1節 豊かな人間性を

#### はぐくむために

#### 1、学校教育

(1) すべての人が教育を受ける権利を保障した教育の機会拡充と教育内容の充実に努め、その質的向上を図る。

(2) 学校教育施設の整備拡充、教育機器の効率ある導入に努めるとともに、学校環境の整備を図り、快適な学習活動環境の創出を推進する。

(3) 児童生徒の健康と安全の確保を図るため、施設の整備と指導体制の充実に努める。

(4) 私学の振興と父母負担の軽減を促進する。

(5) 教職員の指導、研修体制を確立し、教職員の資質の向上を図る。

#### 2、社会教育

(1) 望まれる人間の形成をめざした社会教育の確立を図る。

- (2) 指導者の育成と地域ボランティア活動の促進を図る。
- (3) 青少年の社会参加意欲を高めるとともに、青少年をとりまく環境浄化に努め、青少年の健全な育成を図る。
- (4) すぐれた芸術文化に接する機会の拡大に努めるとともに、文化活動の活発化を促進し、芸術文化の振興を図る。
- (5) 市民の社会活動拠点としての社会教育施設の整備を図る。

### 第2節 しあわせな生活をおくるために

- 1、児童・母子福祉
  - (1) 計画的に保育環境の充実を図る。
  - (2) 授乳、手当制度の充実と育成指導体制の強化を推進する。
- 2、老人福祉
  - (1) 寝たきり老人、ひとりぐらし老人などの在宅老人に対するきめ細かい施策の充実を図るとともに、居宅で養護を受けられない老人に対する養護施設などの整備充実を図る。
  - (2) 高令化社会に対応し、生きがいある生活環境の整備、授乳、敬老年金制度などの拡充を図る。
- 3、心身障害者（児）福祉
  - (1) 障害者（児）に対する保護保育対策の強化に努め、治療から

教育・職業訓練までの一貫した療育、指導体制の確立、雇用、社会復帰の促進を図る。

- (2) 公共施設の利用機会の拡大と利便性の向上を図るとともに、市民の理解と協力を深め、各種行事などへの参加を促進する。
- 4、低所得者福祉・社会保障
  - 社会変化に即応した生活保護基準の充実と自立更生施策の促進、社会保障制度の確立を国に強く要請するとともに、社会的弱者に対する市独自の施策の充実を図る。
- 5、福祉活動体制
  - 福祉事務所などの機能強化に努めるとともに、社会福祉団体の育成強化、福祉思想の啓発、普及に努め、ボランティア活動の活発化を促進する。

### 第3節 健康な家庭をきつくために

- (1) 保健衛生対策の充実、市民の健康保持と増進に努めるとともに、環境衛生の向上を図る。
- (2) 常に必要な診療が受けられるとともに、疾病の多様化に応じた医療施設の整備を促進する。

### 第4節 安心して働くために

- (1) 経済変動による影響の少ない雇用環境づくりを促進し、雇用の機会の拡大を推進する。
- (2) 若年労働力の確保と中高年齢の場の確保に努めるとともに、能力開発のための訓練体制の強化

を促進する。

- (3) 労働時間の短縮と均衡化、労働災害の絶滅、職業病対策の徹底を促進するとともに、勤労者福祉制度、施設の拡充整備を推進する。
- (4) 近代的労使関係の確立に努める。特に、中小零細企業労働者の雇用安定と福祉向上を促進する。

### 第5節 つるおいのある生活をそだてるために

- 1、消費生活
  - (1) 消費者の利益を擁護し、安全を確保するとともに、消費者意識の高揚を促し、消費者の自主的積極的な活動を促進する。
  - (2) 生活必需品の安定供給と消費者物価の安定に努める。
- 2、広報・広聴
  - 広報広聴活動を積極的に展開するとともに、市民の自治意識の高揚と市民参加の確立を図り、民主的な自治体行政の推進に努める。
- 3、コミュニティ
  - 市民の自主的な参加のもとで、新しい近隣社会の建設をめざし、総合的なコミュニティ施策の推進に努める。

## 第4章 産業の振興をめざして

### 第1節 農業の振興

- (1) 地域の特性を生かした都市近郊農業の拡充振興を推進する。



- (2) 農業の振興、農民福祉の向上を図るため、経営基盤の確立と育成強化を図る。

### 第2節 水産業の振興

- (1) 浅海増養殖による栽培漁業の振興と沿岸漁場の整備開発を推進する。
- (2) 漁港機能施設の整備促進と水産関連施設の整備を図る。
- (3) 漁業就業者の確保、水産技術の開発普及、導入資金の指導を推進し、経営基盤の確立を図る。

### 第3節 工業の振興

- (1) 既存基幹工業の拡充と関連地場工業の積極的な振興を図る。
- (2) 工業立地基盤の整備、企業立地施策の展開と体制の強化を図り、工業構造の高度化、複合化を促進する。
- (3) 科学技術の進展に即応した経営指導と技術開発の促進を図る。

### 第4節 商業の振興

- (1) 地域の特性を生かした商店街の建設を促進する。
- (2) 経営の合理化、近代化などの経営改善を進めるとともに、経

営指導体制の強化を図り、知的経営活動の助長に努める。

- (3) 経営の安定を進めるため、金融の円滑化を図る。

### 第5節 中小企業の育成

- (1) 経営の合理化、近代化を進めるため、中小企業の経営体質の強化を図る。
- (2) 経営能力の向上と技術水準の向上を図る。
- (3) 金融の円滑化を図る。

### 第6節 観光レクリエーションの振興

- (1) 市民生活に身近な観光レクリエーション施設の整備と市民参加の行事の充実を促進する。
- (2) 自然資源を生かした観光レクリエーション拠点の形成と広域観光ルートの形成を促進する。
- (3) 観光産業の振興と観光関連機関の育成強化を図る。

### 第7節 流通の振興

- (1) 流通拠点都市としての性格を強め、物流機能の総合的な整備を促進する。
- (2) 生鮮食料品などの安定供給の確保に努める。
- (3) 消費動向の変化に対応した卸小売業の経営の合理化と取引先流通の近代化を促進する。

### 第8節 貿易の振興

- (1) 貿易関連施設などの基盤整備の促進を図る。
- (2) 貿易振興体系の強化を図る





# 第10回勤労青少年ホーム文化祭

11月19・20日

若い力を合せよう、明日を求めて



勤労青少年ホームでは、十一月十九日(土)、二十日(日)の二日間、当ホームを会場に第十回ホーム文化祭を開催します。

ホーム文化祭は、勤労の余暇を日頃ホームを利用して活動している若者が一年の成果を発表しあい、さらにさまざまなクラブ活動を通して友を得、お互いを見出し、社会性を養い、明日への労働意欲に結びつけるようとするものです。今年には若い力を合せよう、明日を求めてをメインテーマに若者とパイプリーティーに富んだ若者の気迫で、再びかえることのない青春の思い出をつくらうとホーム利用者ははりきっていますので家族お揃いでおいで下さるようお願いしています。なお、文化祭の日程等は次ぎのとおりです。

一日目(十九日)は、十八時から開祭式を行い、バラエティショウ、フォークダンスの夕べ。

二日目(二十日)は、十時から市民の皆さんに一般公開します。コミックショウ、のど自慢大会レコード・コンサート、ダンス・パーティのほかにはホーム各クラブの作品展示会、きもの着付ショウ、空手演武、バザー、茶会などが催されます。

## 「地域開発青年文庫」

### 新刊図書配本

道立図書館では、地域の振興、青少年の読書普及、読書を通じての仲間づくりを図るため、「地域開発青年文庫」を道内各市町村に設け、三年間で約六百冊の図書

其付けを行います。室蘭市勤労青少年ホームには、昭和五十年に配置され、利用者から好評を得ていますが、このほど第三回配本として新刊図書二百冊が到着し、これで約六百冊の文庫として完結しました。

ホームでは、より多くの勤労青少年に読んでもらうため、個人貸出をし一週間二冊まで、また、会社事業所にも、一カ月を限度に一括貸出しを行っていますので、ご利用下さい。

### 〈新刊書の一部紹介〉

- 書名 戒厳令の夜 著者名 五木寛之
- 。自選傑作短篇集 鮎川哲弥
- 。私の中の日本人 庄野潤三他
- 。女人まんだら 古屋照子
- 。プリテン島そぞろ歩き 池谷敏雄
- 。文学、人間、社会 中野好夫
- くわしくは、勤労青少年ホーム(☎〇一一三五)へ。

### 市立室蘭図書館

#### よく読まれている本

11月7日現在

- 〈フイクション〉
- 書名 ルーツ(上) 著者名 アレックス・ヘイリー
- 2 海峡物語 五木寛之
- 3 エーゲ海に捧ぐ 池田満寿夫
- 4 僕って何 三田誠広
- 5 小説銀行管理 真木洋三

- 6 人間の証明 森村誠一
- 7 まひる野(上・下) 渡辺淳一
- 〈ノンフィクション〉
- 1 頭の体操第五集 多湖輝
- 2 文章読本 丸谷才一
- 3 崩壊 日本経済新聞特別取材班
- 4 続・おばあさんの知恵袋 桑井いね

- 5 生命保険ウソの部分 佐瀬稔
- 6 ハイト・リポート シェアー・ハイト
- 7 もうひとつの学校 森村 桂

### 英会話入門講座

市教育委員会・室蘭ICC英会話学院共催により、英会話入門講座を開催します。

- ▽講座名 「英会話入門講座」
- ▽共催 室蘭市教育委員会
- ▽対象 一般成人 三十人
- ▽期日 十二月三日(土)
- 一回目十三時三十分～十四時三十分
- 二回目十五時～十六時

### ▽会場

室蘭ICC英会話学院(中央町三二一七野口ビル二階)

- ▽講師 マックス・ミドルトン
- ▽受講料 無料
- ▽申込み先 市教育委員会社会教育課(☎〇五一栄町二一七九)へ電話、またはハガキで申込み下さい。(定員になり次第締切ります)

### 婦人講座生募集

勤労婦人センターでは、次の受講生を募集しています。

- 〈着物きつけ講座〉
- ▽開講日 十一月二十九日から毎週火曜日 五回
- ▽時間 昼の部十時～十三時 夜の部十八時～二十時 三十分
- ▽テキスト代等 一千五百円程度
- ▽定員 昼・夜各三十人
- ▽しめきり 十一月二十四日必着
- ▽あてさき ☎〇五一栄町二一七九

### 勤労婦人センター

▽申込み方法 ハガキに講座名、住所、氏名、年令、電話番号記入の上申込み下さい。定員をこえた場合は抽せんできめ受講できる方に通知します

### 公認私立幼稚園

#### 53年度入園児募集

室蘭市内の公認私立幼稚園(十七園)では、次により、昭和五十三年度の入園児を募集します。

- ▽入園案内・募集要項の配付 十一月二十一日から
- ▽入園願書の受付 十二月一日から
- 十二月一日から
- ※受付時間、その他くわしくは各幼稚園に問合せ下さい。
- ↳私立幼稚園協会から

# 健康管理にお役立て下さい

## テレフォンサービス

### 23局5151番

～12月～

市では、皆さんの健康管理に役立ていただくため、毎日テレフォンサービスをしています。

「保健衛生一口メモ」で、あなたの健康管理のお手伝いをしますので、ぜひ、ダイヤルして下さい

#### 〈内容と時間〉

平日 十五時～翌朝九時

土、日、祭日 一昼夜

月、火曜日

乳幼児の健康メモ

水、木、金曜日

大人の健康メモ

土、日曜日

栄養、その他全般のメモ

「保健衛生一口メモ」の十二月のテーマ（予定）をお知らせします。

▽一日（木）、二日（金）

トキソプラズマ症

▽三日（土）、四日（日）

快食とは

▽五日（月）、六日（火）

ミルク嫌い

▽七日（水）、八日（木）

九日（金）

外科からみた胃かいよう

▽十日（土）、十一日（日）

ピルについて

▽十二日（月）、十三日（火）

赤ちゃんのお風呂

▽十四日（水）、十五日（木）

十六日（金）

緑内障（ストレスも引き金に）

▽十七日（土）、十八日（日）

長生き運動のすすめ

▽十九日（月）、二十日（火）

ことばの準備期

▽二十一日（水）、二十二日（木）

二十三日（金）

恐ろしいやけど

▽二十四日（土）、二十五日（日）

ふえる心臓病

（運動不足、美食が敵）

▽二十六日（月）、二十七日（火）

虫歯撲滅

▽二十八日（水）から一月三日（火）

年末・年始の市の業務について  
※なお、平日の九時から十五時までは、「みんなの健康」を放送していますのでご利用下さい。

◎放送内容から（三日、四日放送分）

▽「快食とは」  
「お腹いっぱい食べて満足すればそれでよい」「食べたいものは欲しいだけ食べるのが健康的な食べ方である」…これでは、いくらおいしく食事しても、快食とはいえません。もちろん、快食と言うからにはいつもおいしく食べられると言うことが、第一の条件になります。問題は、そうした状態をどうしたらいつも保持できるかと言うことです。何と言っても胃

## 市消費者相談室 ～相談事例から

### 石油ストーブの購入について

腸が、いつも正常な働きをする状態になければなりません。ですから、暴飲暴食などはできるだけつつし、胃腸を疲れさせないよう胃腸のリズムと役割に合わせて食事をするのが大切です。また、胃は、特に精神的な面からもうろろと影響を受けます。ストレスで胃がいようになるなどはそのいい例です。  
では、実際どのような点に心がけ食事のこぞめばよいのでしょうか。第一に、食事時間を規則的にし量より質を心がけ、胃腸に負担をかけないこと。第二に、休養を

十分にとり疲労、ストレスを食事を持ち込まないこと。第三に、適度な運動によりお腹をすかせておくこと。  
よく食欲がないという人の話を聞いてみると、けっこう間食をしていることが少なくありません。例えばコーヒー一杯に十gの砂糖が入っているとして、一日五杯も飲めばそれだけで、カロリーはご飯一杯に相当しています。お酒を飲む人、日本酒でも一合飲むとご飯一杯以上にも相当します。  
これらを頭におき、食事を楽しむことが大切です。

(□)強制排気式  
従来のポット式に温風を吹き出させるタイプで、これは室内に煙筒を通すことが必要です。  
従来のポット式ストーブと比較すると、長所としては、幼児の安全性が得られる、部屋を広く使える、体裁がよい、熱効率が良いなどがあります。  
短所としては、空気が乾燥きみになる、お湯を沸して使えない、温風の音が大きい、価格がポット式より高い、機種によっては、常時300W程度の電気を消費するので電気代が余計にかかる等です。

#### 〈相談内容〉

石油ストーブの購入にあたって、従来からのポット式石油ストーブと温風式石油ストーブのどちらが効率がよく、経済的でしょうか。部屋の広さは八畳間に使用したいと思えます。

〈回答〉

▽従来のポット式石油ストーブについて

普通、ポット式といわれるのは自然対流型で、燃焼に必要な空気を室内から吸収して燃焼します

必要な空気の供給方法によって

自然対流型で、燃焼に必要な空気を室内から吸収して燃焼します

必要な空気の供給方法によって

自然対流型で、燃焼に必要な空気を室内から吸収して燃焼します

必要な空気の供給方法によって

自然対流型で、燃焼に必要な空気を室内から吸収して燃焼します

必要な空気の供給方法によって

自然対流型で、燃焼に必要な空気を室内から吸収して燃焼します

必要な空気の供給方法によって

自然対流型で、燃焼に必要な空気を室内から吸収して燃焼します

必要な空気の供給方法によって

自然対流型で、燃焼に必要な空気を室内から吸収して燃焼します

必要な空気の供給方法によって

自然対流型で、燃焼に必要な空気を室内から吸収して燃焼します

必要な空気の供給方法によって

自然対流型で、燃焼に必要な空気を室内から吸収して燃焼します

必要な空気の供給方法によって

自然対流型で、燃焼に必要な空気を室内から吸収して燃焼します

## 休日・夜間の医療機関の利用は 急患診察医制度と急病センターを

～確認はテレフォンサービス45局四三二九番で～

皆さんや家族の方で、休日や夜間に急に発病して医療機関にかかることがあると思います。このような急病患者のために、医師会では、急患診察医制度を設け、さらには、室蘭・登別急病センターを設置運営しております。

昼間から、身体の具合が悪いのを我慢して、夜間この急患診察医や急病センターに押しかけますと、本当に急を要する患者に手が廻りかね迷惑をします。

急患診察医制度と急病センターは、一般の医療機関が診療を終わった後で、急に発病した患者さんを診るための施設ですので、この点間違いないようご利用下さい。また、各地区の急患診察医については、毎日、報道機関を通じてお知らせしていますが、都合により急に変更となる場合もありますので、医師会テレフォンサービス☎四三二九で確認の上、ご利用下さい。

なお、急病救急の患者搬送には消防の救急車を利用できますが、年々救急車の出動件数は、増加の傾向にあります。救急車利用患者の中には、かなりの数の軽症患者が含まれています。救急活動本来業務の重症患者発生の際に、支

障をきたすことがありますので、この点、ご留意の上、利用願います。



救急車は正しく  
利用しましょう。

赤ちゃんと妊産婦に  
牛乳、または粉乳を無料  
支給します

市では、生活保護世帯、市民税非課税世帯、所得税非課税世帯の乳児と妊産婦に牛乳、または粉乳を無料で支給しています。

該当される方は、印かんと母子手帳を持参のうえ、市衛生課保健係までおいで下さい。

冬はやケドの危険がいっぱい。ご家庭の方へ注意下さい。

### ＜乳幼児相談＞ 無料

12月1日 市役所保健室  
6日 衛生課輪西分室  
以上時間 9:40～11:00  
13:00～15:00

12月19日 中島地区  
20日 本輪西地区  
以上時間 13:00～14:30  
12月2日 白鳥台地区  
以上時間 13:00～14:00

### ＜6カ月児検診＞ 無料

12月13日 労働会館  
14日 衛生課輪西分室  
15日 中島地区  
16日 本輪西地区  
以上時間 12:30～13:30

対象 昭和52年6月生まれの赤ちゃん。

※対象者には個人通知いたしますが、万一通知書が届かない場合でも受診できますので直接会場へおいで下さい。

### ＜離乳食講習会＞ 無料

1月9日 衛生課輪西分室  
時間 13:00～15:00  
定員 30人

対象 昭和52年9月・10月生まれの赤ちゃんをおもちのお母さん。

※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申込み下さい。

### ＜一般健康相談＞ 無料

12月12日 衛生課輪西分室  
時間 10:30～11:30  
13:00～15:00

※日常生活における健康上の問題、乳幼児に関する養育上の問題、家族計画その他について気軽に相談下さい。

### ＜定時予防接種＞

12月実施分

6・13日 市役所保健室  
7・14日 中島地区  
1・8日 本輪西地区  
2・9・16日 衛生課輪西分室  
以上時間 13:00～14:45  
15日 白鳥台地区  
以上時間 13:00～13:45

### ◎種目

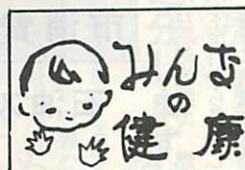
- 3種混合 無料  
1期、2期24カ月～48カ月に至る期間に接種
- 破傷風 有料1回 140円  
1カ月間隔で2回接種  
翌年追加接種
- インフルエンザ (2回接種)  
対象…満3才以上  
15才未満及び70才以上の方は無料。  
15才～69才までの方は有料(1回 500円)

2週間間隔で2回接種。

☆予防接種についての禁忌事項

(下記に該当する方は接種できませんのでよくお読みになってから会場へおいで下さい。)

- 1発熱している人又は著しい栄養障害者。
- 2心臓血管系疾患、腎臓疾患又は肝臓疾患にかかっている人で、この疾患が急性期若しくは増悪期又は活動期にあるもの。
- 3接種液の成分によりアレルギーを呈するおそれがあることが明らかな人。
- 4接種液により異常な副反応を呈したことがあることが明らかな人。
- 5接種前1年以内にけいれんの症状を呈したことがあることが明らかな人。
- 6妊婦
- 7急性灰白髄炎(ポリオ生ワク)、麻疹、風しん若しくはBCGの予防接種を受けた後1カ月を経過していない人。
- 8前各号に掲げる者のほか予防接種を行うことが不適当な状態にある人。



### ＜3才児健診＞ 保健所主催

12月8日 中島地区  
時間 9:30～11:30  
13:00～14:30

対象 昭和49年9・10・11月生まれで中島本町から高砂、水元町に居住する幼児。

※室蘭保健所より個人通知いたします。

### ＜先天性股関節脱臼検診＞

保健所主催

12月16日 室蘭保健所  
時間 10:00～11:30  
13:00～15:00

対象 生後3カ月から6カ月の乳児。

定員 50名  
料金 670円

### 申込方法

室蘭保健所普及課(幸町9-11 電話22-9131)へ申込み下さい。  
なお、当日は母子手帳を持参して下さい。